

戦前の大阪緑地計画の検討過程とその特質

尾崎 洋甫¹・齋藤 潮²

¹非正会員 工学修士 株式会社リビタ

(〒153-0062 東京都目黒区三田1-12-23 MT2ビル, E-mail:y-ozaki@rebita.co.jp)

²正会員 工博 東京工業大学 環境・社会工学院

(〒168-0082 東京都目黒区大岡山2-12-1 W8-501, E-mail:saito.u.aa@m.titech.ac.jp)

戦前期に主要都市で計画された広域的な緑地計画は、時代背景を受けて「都市の拡大抑制」「自然・風致の保存」「行楽の地の確保」「防空空地」など、計画意図を少しずつ変えながら計画されていた。日本で最初の広域的な緑地計画である東京緑地計画に関する研究が充実しており、また大阪緑地計画に関する史料の制約から、大阪緑地計画は積極的に研究対象にはされてこなかった。本研究では、大阪緑地計画と関連が深い史実と既往研究の成果を整理することで、大阪緑地計画の検討過程と特質を把握した。その結果、東京緑地計画が「行楽の地の確保」を重視して計画されたことに対して、大阪緑地計画は、都市の適正な拡大を誘導するための「非建築地」の機能を重視して計画されていた可能性が高いことを明らかにした。

キーワード: 緑地計画, 緑地帯, 中澤誠一郎, 楔形農耕地, 近畿地方計画, 非建築地

1. 序論

(1) 研究の背景と目的と位置付け

研究対象とする大阪緑地計画は、1941年9月に「大阪緑地計画図」をもって発表された、「緑地帯」、「山地施設帯」、4つの「事業大緑地（服部・鶴見・久宝寺・大泉）」を含む、行政区や都市計画決定区域を超えて計画された広域的な緑地計画である(図-1)。

都市の拡大期における都市計画・緑地計画の計画思想を正確に把握することは、人口減少社会を迎え、計画的な都市の縮小の方法論を議論する際にも重要な基礎資料になるものと考えられる。

既往研究においては、計画公表時の史料からその計画理念が理解されており、先行する1939年の東京緑地計画の計画思想を受けて計画されたという見解が一般的である。しかし、社会情勢の変化に伴って計画理念が変化していった戦前の緑地計画の本質を把握するためには、その検討過程を詳細に把握する必要がある。本研究は大阪緑地計画の検討過程と特質を明らかにすることを目的とする。

(2) 研究の位置付け

戦前の広域的緑地計画については、都市計画、公園緑地計画の観点から史実解明を行う研究が数多くある。佐藤¹⁾、石川²⁾らは緑地計画史を、石田³⁾、越澤⁴⁾らは都市計画史を明らかにする中で、戦前の広域的緑地計画を扱っている。これらの研究の中は大阪にも広域的緑地計画が存在したことを述べている。

大阪の公園緑地計画を対象とした研究は越澤⁵⁾、赤澤

⁶⁾、山脇⁷⁾、八尾⁸⁾などがあり、大阪緑地計画について触れているものもあるが、計画の成果物や、当時の発言が掲載されている文献を用いて解説しているのみであり、大阪緑地計画に対する考察などは含まれていない。

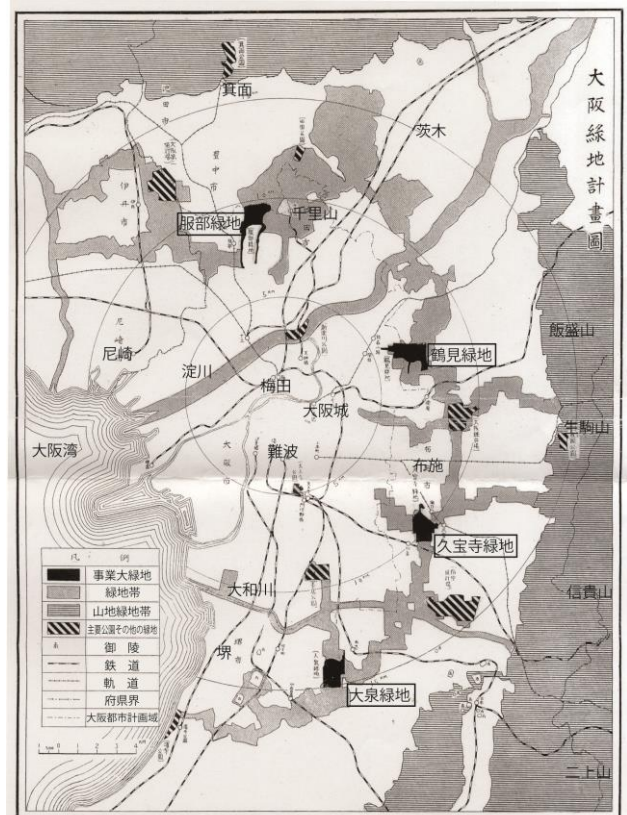


図-1 大阪緑地計画図(筆者が地名を追記)

一方、大阪以外での主要都市の広域的緑地計画を対象として計画理念を考察する研究は、真田⁹⁾、向口¹⁰⁾らに



より蓄積されている。特に真田は東京緑地計画の計画機関の史料を詳細に調査し、その計画思想について考察を行っている。

以上のように、大阪緑地計画の存在は認められているものの、計画自体を研究対象として積極的にその検討過程や、特質について明らかにすることを試みた研究はない。ここに本研究の独自性がある。

(3) 研究の方法と構成

大阪緑地計画に関する議論の過程を追跡する上で有力な史料のひとつが広域的緑地計画の計画機関である都市計画地方委員会の議事速記録である。しかし、都市計画大阪地方委員会の議事速記録は1938年2月から1945年の期間に相当するものは残存が確認できていない。そこで本研究は、史料として同時期に発表された公園緑地、都市計画に関する雑誌、関連する会議の会議録等を用いる。雑誌や会議録等の中で主張されている内容を経年的に追うことによって、大阪緑地計画の至るまでの緑地計画構想を把握することを試みる。

まず2章で既往研究による緑地計画の知見を整理する。続いて3章で大阪緑地計画の検討過程を把握する。4、5、6章でそれぞれ大阪緑地計画の上位計画、関係する都市形成理論、先行計画との関連を考察し、7章で結論とする。

2. 既往研究における戦前の緑地計画の理解

(1) 戦前の緑地計画の推移

佐藤によると、日本の緑地計画は欧米の田園都市論、地方計画の概念を緑地の概念へと結びつけたのは関一(大阪市長)、飯沼一省(内務省都市計画課長)、らであった。関一は1926年に「緑色の地域」という言葉をもって初めて広義の緑地を述べた。飯沼は「都市計画より地方計画へ」の中での著書で地方計画の必要性を説き、その中で都市発展のために農耕地を犠牲にすべきでないこと、また樹林地水辺地の保存の重要性、そしてそのための緑地計画樹立を急ぐことを述べている。

その流れを受けて、飯沼や北村徳太郎(内務省都市計画課技師)らが主催して、1933年に都市計画東京地方委員会の中に東京緑地計画協議会を設置した。その中でまず緑地を以下のように定義し、それに含まれる施設を分類した。

「緑地とは其の本来の目的が空地にして宅地商工業用地及廻り交差する交通用地の如く建蔽せられざる永続的ものを謂ふ」

つまり当初の緑地とは、家屋・商店・工場などが「何もない」場所、つまり「非建築」地域として発想されたものであった。

その後1937年の日中戦争を契機に緑地設置の目的は防空、国民の体位向上、生産拡充などへと推移していき、

最終的には緑地計画は「防空空地」および「防空空地帯」の計画へと変化したことは多くの既往研究が指摘していることである。

一方で真田は、飯沼を始めとする1930年代の技師たちは、「緑地」を「非建築」地域としてだけではなく、「緑豊かな自然の地」として認識していたことを明らかにした。さらに1939年に策定された東京緑地計画は自然地を「行楽地」として再定義することを当初の目的として策定された計画であったことを明らかにした。

このように、日本の戦前期の「緑地」は、当初「非建築」地域としての概念で取り入れられたが、次第に「緑豊かな自然の地」として計画されるようになったが、戦時色が強くなるにつれて「緑地」の目的は防空、国民の体位向上、生産拡充などにとって代わり、最終的には「防空空地」および「防空空地帯」に姿を変えた。(7章の表-1参照)

(2) 公表時の史料から理解される大阪緑地計画の計画理念

越澤も指摘するように、大阪緑地計画は、公表時の雑誌「公園緑地」に以下のように紹介されている。

「斯(かく)る都市の無計畫なる膨脹抑制の恆久策として、環状大緑地の設定が都市經營上の重要時務であることは言ふ迄もなく、夙(つと)に之が論議を見たのであるが、本府に於ても大阪市の無秩序、無制限な膨脹抑制上、大緑地の設定に關して早くより多大の關心を有し、其の研究を進めて居つたのである。然るに支那事變の進展に伴ひ、我が國を環る國際情勢の緊迫化は高度國防國家體制の急速完成を必要とし、…」¹¹⁾

「仍(しきり)で大阪市を中心とする市街地の限界を現状程度に止め、各部分を緑地で圍繞せしめると共に、市街地内を疎開し緑化して生活環境を改善する試策は、總ゆる角度から見ても最も緊要なる時務である。大阪の緑地計画は叙上の理念に立脚して、夙(つと)に左(下)の諸方策を按じ來つたのである。

- 一、大阪市街の周辺に環状に、またなるべく都心近くから放射状に相当幅員の恆久緑地を保持すること
 - 二、大阪市街を疎開し、緑化すること
 - 三、大阪を圍繞する山地を保全すること
- 國際情勢の急激なる變移に伴ひ、…放射環状緑地帯の要所は、防空大緑地として急設を見ることとなつた」¹²⁾

以上の説明文から、大阪緑地計画とは、

- ①放射環状緑地帯による都市の過大化防止と市街地の疎開(密集化の防止)
- ②防空緑地の設置
- ③山地の保存

を基本とした計画であることが分かっている。②③については、同雑誌にその詳細が説明されている。(③に関し

ては4章にて後述)しかし、①の放射環状緑地帯がどのような考えのもとで「大阪緑地計画圖」に記されている形態に至ったかは説明されていない。この放射状、環状の緑地帯の構造と、都市の過大化防止と防空という目的がおおむね東京緑地計画のそれらと相違ないことから、既往研究では東京緑地計画の計画思想を反映した計画だと認識されている。しかし、(1)で述べたように、戦前期の広域緑地計画の計画思想を判断するための十分な史料とはいえない。次章より、大阪の広域緑地計画に関する検討過程を明らかにすることを試みる。

3. 大阪緑地計画の検討過程

(1) 大阪における初期の緑地構想と都市計画公園

石川、石田によると、大阪における広域的緑地の思想は、1927年11月、大阪市において開催された第一回全国都市問題会議で当時の大阪市長の関一が発表した「自由空地論」と題する報告に始まる。そこで関は1924年に行われたアムステルダムにおける国際会議に言及し、空地の問題が都市計画の中心問題の地位を占めるようになると主張した。その要旨は以下である。

- ・ 現行の日本の都市計画法は商業地域、工業地域、住居地域の3つでありいずれも建築の種類に応じて建てる所を指定しているだけであり、空地の地域を指定できる制度が存在しない
- ・ 「実用的利用の目的」で空地を維持する必要がある(公園、動植物園、スポーツ、そして農耕のための土地など)
- ・ 市域内にこれらの緑地を設けることは困難であり、広域的視点から緑地計画を立てることが必要(地方計画の必要性)

こうした関一の考えを具体化したものが第一回全国都市問題会議に出展された「大大阪緑地理想配置図」である。その図から、市域の周縁の鉄道や道路に挟まれた部分に広域の緑地(耕地)を配置し、それらを中心部の比較的小さな公園と河沿敷や公園道路によって結びつけようとしていることが読み取れる。しかし計画は大阪都市計画区域の範疇に留まっており、関一自身が言及した地方計画的視点に立った、都市計画区域をまたぐ計画までは至っていない。また、1928年に大阪市は初めて大小公園と公園道路を都市計画決定したが、面積にして18%しか実現しなかった。

(2) 近畿地方計画における緑地の検討

2章で言及したように戦前の広域的緑地計画は、地方計画の考えを受けており、大阪緑地計画も以下のように地方計画を基本として構想されていることが記されている。

「本計画は元来地方計画的知見に立脚して、…故に近畿

地方計画の根幹として大阪都市計画の環状緑地帯は将来最も重視すべき計画の一つと言わねばならぬ」

既往研究を援用すると、日本の地方計画は1923年に飯沼一省により紹介され、1930年代後半頃から活発に試案が作成されるようになった。石田が指摘しているように、1936年8月に第三回全国都市計画協議会にて都市計画大阪地方委員会が近畿地方計画の試案を発表した¹³⁾。ここでは関が主張した地域制による空地指定の方策をより具体的に説明されている。また、この時点で広域的緑地計画として、①「疆界公開地」という大阪、堺、尼崎の外周に設定する環状緑地帯②自然の風致、史蹟名勝を含む「郷土的風致」を守る保存公開地③生産緑地に区分された計画が存在した。

近畿地方計画試案の具体的な計画思想と大阪緑地計画との関係については3章にて取り扱う。

(3) 府市共同による大阪府下緑地計画の構想

その後の大阪の広域的緑地計画の検討状況の把握を新資料から試みる。1937年5月に、大阪市紀元2600年記念事業として緑地広場造成の事業が決定した。この際、以下のように大阪府大阪市が共同で都市計画再検討の会議を開き、大阪府全体における緑地計画が構想され、1939年5月に公園計画のみが先立って計画変更の認可を受けた。

「本市紀元二千六百年記念事業として緑地広場造成の事業が昭和十二年五月市會の議決を経たので之等の位置決定に關係し、且地方計畫や都市防護上の要求を加味して公園は勿論、都市計畫全般の再検討を要するようになり、據て府市關係者間に於て研究が續けられることになったのである。」

「地方計畫や、防空上の要求から環状緑地帯の問題も出てきたので、公園計畫の再検討を必要とし、府市共同の都市計畫再検討の會議に於て本問題に對し數次の協議、研究をなし大阪都市計畫區域のみならず府下全般の緑地計畫を樹立したのである。」

「大阪都市計畫區域は勿論大阪府下全般に至る一大緑地計畫案が樹立されたので、之に基いて既設公園計畫の變更を上申した。而して本案のうち、大阪市が公園事業として實施しやうとする部分のみに就き取りあへず計畫變更の件が昭和十四年五月内閣の認可を得たのである。」¹⁴⁾

(2) 「防空の百年計画」と大阪緑地計画の関係

その後、1939年8月に五大都市で防空緑地を建設することが決定すると、都市計画大阪地方委員会が「防空の百年計画」を雑誌にて発表した¹⁵⁾。その内容は以下である。

- ・ 服部、茨木、布施、大和川下流に「防空公園」を設置
- ・ 防空公園を貫く「内線環状緑地帯」を設置し、風致地区、空地地区に指定。建築制限を行う(面積2,000万坪)



- ・「放射緑地帯」を設置, 建築制限を行う(面積2,000万坪)
- ・箕面, 千里山, 生駒連山付近を「外線緑地帯」として指定し, 保安林とする。

その後, 都市計画法改正により, 都市計画施設に緑地が追加され, 1941年9月に4つの事業大緑地の事業決定をもって「大阪緑地計画」が発表された。

「防空の百年計画」と「大阪緑地計画」は緑地帯に指定されている面積の合計が同等であり, かつ「防空の百年計画」を構成する「防空公園」「内線環状緑地帯・放射緑地帯」「外線緑地帯」はその指定位置から「大阪緑地計画」における「事業大緑地」「緑地帯」「山地施設帯」に相当することが推測される。

以上を総括し, 大阪における広域的緑地計画の検討過程を整理すると, 1924年に関が「自由空地論」にて主張した地域制による空地の確保は, 1936年に都市計画大阪地方委員会によって近畿地方計画試案として具体化した。その後1937年から大阪市と大阪府の共同検討により, 大阪府下の広域的緑地計画が検討され, 1939年に都市計画地方委員会が「防空の百年計画」としてまとめた。その計画の規模, 構成要素から大阪緑地計画の規模, 構成要素とほぼ同等であることから, 大阪緑地計画の前身の計画であったと推測される。以上が史実より推測される大阪緑地計画の検討過程である。また, 大阪緑地計画は1937年から1939年の2年間で具体的な計画に落とし込まれたと推測される。

4. 近畿地方計画試案と大阪緑地計画の関係

(1) 近畿地方計画試案の計画思想

この章では近畿地方計画試案での主張を整理する。1936年8月に第三回全国都市計画協議会にて都市計画大阪地方委員会の中澤誠一郎が近畿地方計画の試案を発表した。

大都市の不健全な過大化を抑制し, 大都市が衛星都市と適切な関係を保持し相互に発達することがこの計画の目的であった。

「大都市の不健全なる過大化を抑制し, 其の膨脹力を衛星都市に分集せしめる爲, 適當なる農耕緑地の保存, 住宅及び工場の集落を樹立致しまして, 一體として最も經濟的な, 健康的な有機的關係を保持し, 以て相互の健全なる發達を期すことが, 地方計畫の目的…」

その具体的方策として, 以下の3つの重点的方策を述べた。

第一 都市及び各集落の特質に應(おう)じて各々其の發達すべき方向を指導し, 助長せしめ, 都市の過大膨脹を抑制する爲の地域制の設定

第二 自然の風光を維持し, 慰樂行樂に資する爲の緑地保存

第三 都市相互間の連繫(れんけい)を圓滑(えんかつ)ならしむべき鐵道, 軌道, 道路等交通路線の計畫

第一の重点的方策は, 「都市の過大膨脹を抑制する爲の土地利用統制」であった。住宅, 工場の計画的配置の爲の「市街地(建築)計画」と衛星都市を大都市から隔離する「緑地(非建築)計画」が対をなしてこそ大都市の健全な發展を誘導することが主張された。

「第一は, 分集する工場及び住宅が亂雜無統制に配置せられることのないやう, 第二は將來衛星都市が大都市の一部分の包含せられることのないやう…前者は市街地計畫として, 後者は緑地計畫として各々土地の利用を統制することに依り目的を達成したい…市街地計畫と云ふのは即ち建築計畫であり, 緑地計畫と云ふのは即ち非建築計畫であると換言することが出来る…両者は地方計畫に於きましては常に同事に考えられねばならぬ不可分の關係を有して居る。」

緑地の効果, 使用目的については, 大都市の肥大化抑制, 延焼防止, 市民の保健衛生, 風致保存など, 多岐に渡り説明されているが, 第一の重点方策における論調では「緑地」には, 大都市を形作るための「非建築」地としての機能を期待されていたことが読み取れる。

また石田が指摘するように, 環状の緑地帯についてこの時にすでに構想されていたことが読み取れる。

「緑地計畫に属しまする土地の用途は公開地及び生産地の二つとしまして, 公開地は更に之を疆界(境界)公開地及び保存公開地に, 生産地は之を農耕地, 山林地, 漁業地及び採鑛地に分かつのが適當と思ひます。

…公開地の効果に付いて述べて見ますと, 其の中の疆界(境界)公開地は第一に大阪市に隣接して居ります堺市, 尼崎市を之に包含した大都市と衛星都市とを確然と區分すること, 第二には火災の延焼を防止し非常災害時に市民の避難所とする事, 第三には公園並に空地の少ない大阪市に對し環状の大公園, 森林等を設けまして市民の保健衛生に資すること, 第四には農業地から市の中心部に向つて参ります高壓送電線を此所に集結しまして環状的に市の周圍部に送電すること等でありまして, 其の中の保存公開地は第一に山腹の濫りに住宅地化することを防止し, …此の生産地の内, 大都市の膨脹に依りまして市街化の傾向の著しいものは農耕地でありまして, 特に注意を要するのであります。」

「是は從來から用ひられて居る緑地と云ふ言葉の意味と多少意見を異にして居り, 市街地に對し非市街地或は外郊地と云ふ名稱の方が當たるのかも知れませぬ」



なお、発表者の中澤誠一郎はこの後、大阪の地を対象に都市の健全な発展について数回にわたり都市形成論を発表している。5章で後述する。

(2) 山林保存計画と山地施設帯

近畿地方計画の第二の重点事項は、「自然の風光を維持し、行楽に利用するための緑地保存」であった。その緑地保存の範囲を試案として図示したものが図-2である。

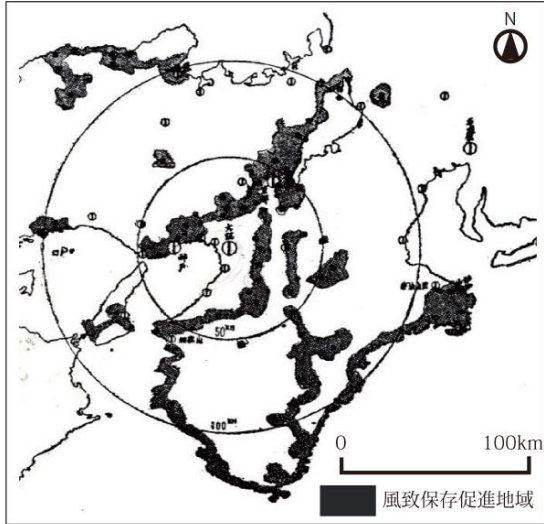


図-2 近畿地方計画図その三

指定された場所は山地、沿岸地域であった。つまりここでいう「緑地」とは、「行楽の対象となる自然の風致」であった。図中では観光地として整備を図るべき名勝も示されていた。つまり自然の保存と名勝の観光地化によって行楽・慰楽の地を作りだそうとしていた。

1939年11月に風致保存地区の主な対象であった金剛山、生駒山地に対して「大阪近郊保健林の計画」が発表された。その内容は、以下であった。

①林道や休養所などの施設の設置による山地の利用促進

②制札の設置による山地開発、山林被害の防止¹⁶⁾

その後、都市計画大阪地方委員会が、大阪緑地計画と同時に「大阪の外輪山地保全方策」を発表した。

その対象は「山地施設帯」に相当する場所であり、内容は以下である。以下に関連する一部の法例は公布、施行された¹⁷⁾。

「法令施行の強化と新法令の制定によって現状保全の目的は大部分達成せられ、僅少なる局部的施設とその連絡道路の築造とによって、全山地を宛然公園化し厚生道場化し得る訳である」

近畿地方計画試案の第二の重点施策と大阪緑地計画の関係を把握するため、近畿地方計画図その三と大阪緑地計画図を重ね合わせて図-3を作成した。

①大阪緑地計画における「山地施設帯」と近畿地方計

画の試案における「風致保存を図る地域」の対象地はおおむね一致する。

②大阪の外輪山地保全方策において主張された「利用促進を図るべき郊外行楽施設」はすべて山地施設帯かもしくは緑地帯の範囲内に存在する。

以上により、近畿地方計画試案において、「自然の風致の保存」や「行楽地の創出」は大阪平野を囲む山地部分に構想され、その後の法令により自然風致の保存は達成され、行楽地としての施設も「郊外行楽施設」として実現したことが明らかになった。

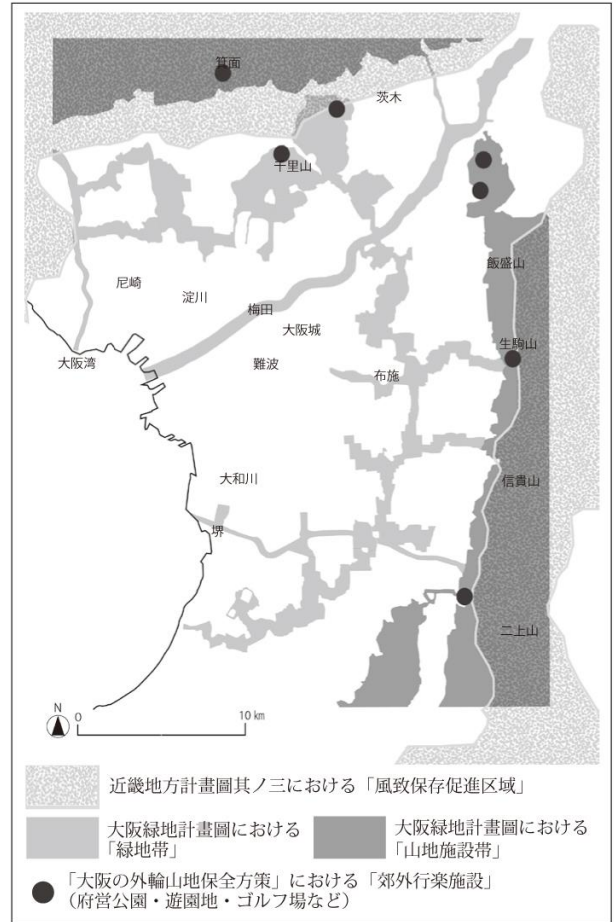


図-3 山地施設帯と近畿地方計画の関係

5. 中澤の「新大都市」計画論と大阪緑地計画

(1) 中澤誠一郎の「新大都市」計画論

この章では都市計画大阪地方委員会幹事として近畿地方計画試案を発表している中澤誠一郎に着目する。

1910~20年代に、田園都市論の実現性が低いことを指摘して、T. AdamsやArther Comby, Wentzelらによって自由空地を用いた都市形成論が主張され始めた。グリーンベルトの設置によって都市の規模を規定するのではなく、放射型交通機関沿いに都市を発展させ、その間に存在する農耕地の保存を図る案である。

中澤誠一郎も同様の考えを持っていた。1932年から



1939年まで大阪府建築課長を務めたが、1937年に大阪市東側に隣接する布施市の都市計画施行の考察を基にして、「近郊都市計画に関する一考察」を発表し、大都市の弊害は、都市のそのもの拡大ではなく、都市の「密集圏」の拡大のために起こると主張した¹⁸⁾。

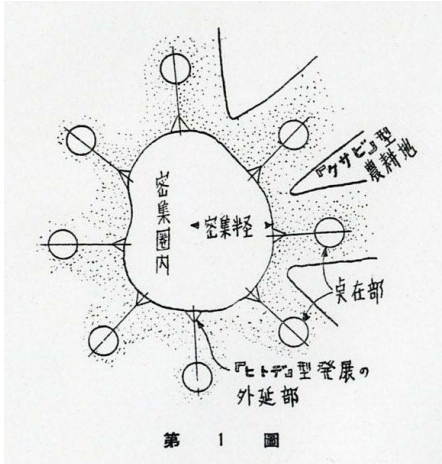


図-2 市街地発展第一段階

そして密集圏の拡大を抑制しつつ、市街地が鉄道沿いに発展することを許容する「ヒトデ」型都市発展形態を推奨し、以下の4つ圏で構成される「新大都市」を提案した。

- I 大都市の自然に限られたる密集圏
- II 放射道路又は郊外電車に沿ひたる恒久的近郊都市
- III 近郊都市相互を截別し之を圍繞する楔型農耕地
- IV 其の先端部を形成する近隣緑地

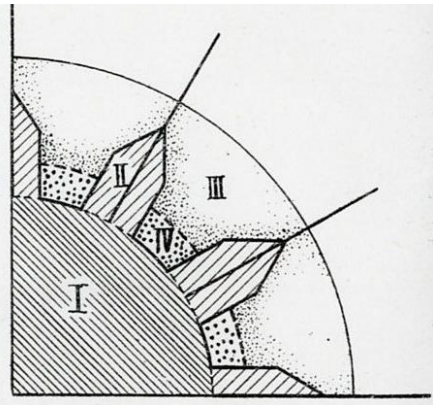


図-9 「新大都市」理念図

(2) 大阪市郊外都市開発状態調査

続いて、大阪府建築課は1938年4月から12月にかけて大阪市郊外の都市開発状態調査を行っている。その中で、大阪市郊外の土地利用を①既存建築地域、②未建築地域、③非農耕地、④農耕地、⑤緑地（公園、森林）、⑥河川、運河、沼地の6つの項目にしたがって分類した。その調査結果を基に、中澤は土地投機を誘発する非農耕地（耕作も宅地造成もされていない農耕地）が密集圏の拡大の要因になりうると主張した¹⁹⁾。

以上の調査結果をもとに、大阪市の北郊、東郊、南郊それぞれについて、市街化形態を明らかにし、過大都市の膨張抑制に対する方策を発表した。その主たる内容は①楔型農耕地の保存、②密集圏の拡大阻止のために楔型農耕地の先端に公園緑地を設置である。

(4) 中澤の計画論と大阪緑地計画との関連性

大阪府建築課の調査結果と大阪緑地計画図を重ね合わせて図-6を作成した。中澤が楔型農耕地として指摘している地域が大阪緑地計画において放射状緑地帯として設定されている。また、もっとも非農耕地が集中する地域に、鶴見緑地が計画されている。これらは上述の方策に該当する見方もできる。

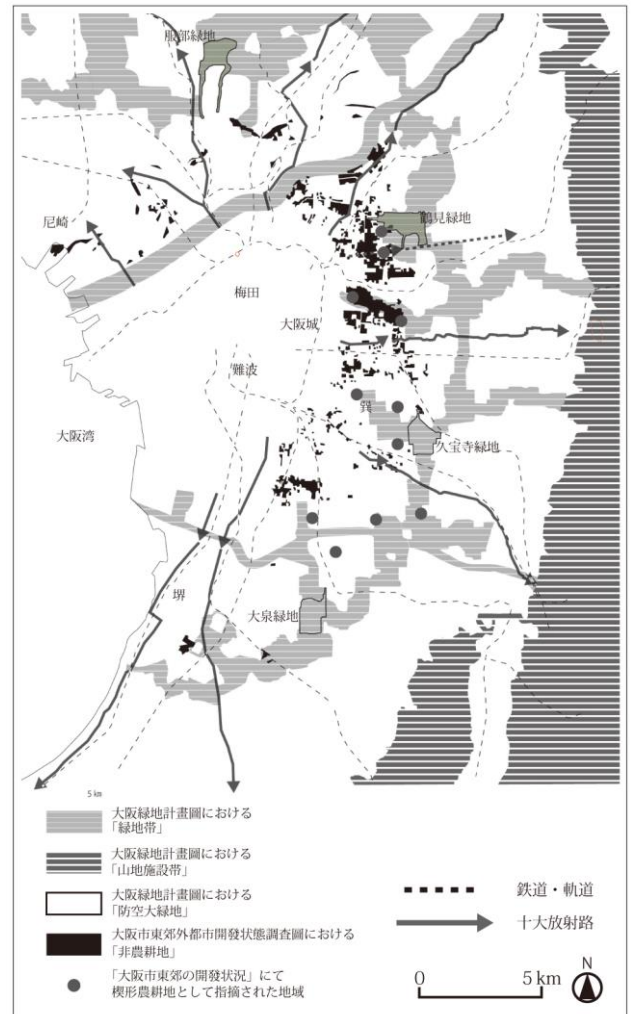


図-6 楔形農耕地・非農耕地と緑地帯の関係

以上のように、中澤の理論・主張と大阪緑地計画の指定内容を照合すると、一定の関連性が指摘できる。本稿では、資料の関係からその関連性について断定することはできないが、下記の史実を考慮すると、中澤の理論・主張は大阪緑地計画の成果に大きな影響を与えていると推測できる。

- ・大阪緑地計画は地方計画に立脚しているが、都市計



- 面地方委員会幹事として近畿地方計画試案を発表している点
- 3章で明らかにした、大阪緑地計画の推測の策定期間1937年5月から1939年5月に大阪府警察部建築課課長を務め、かつ広域的緑地計画の策定期間である都市計画地方委員会の幹事を兼任していた点
- 大阪市の東郊の布施市の都市計画施行を契機に、地方計画的視点に立った「新大都市論」を主張している点
- その後、大阪市北郊、東郊、南郊の開発状況調査を行い、新大都市論に基づき解決策を主張している点

6. 東京緑地計画・関東地方計画との比較

(1) 東京緑地計画との比較

6章では既往研究が充実している東京緑地計画の成果物・計画思想と大阪緑地計画を比較することで大阪緑地計画の特質を把握することを試みる。東京・大阪緑地計画における緑地帯と既存市街地の範囲を重ね合わせて図-7を、東京・大阪緑地計画における緑地帯と旧版地形図を重ね合わせて図-8,9を作成して確認した。

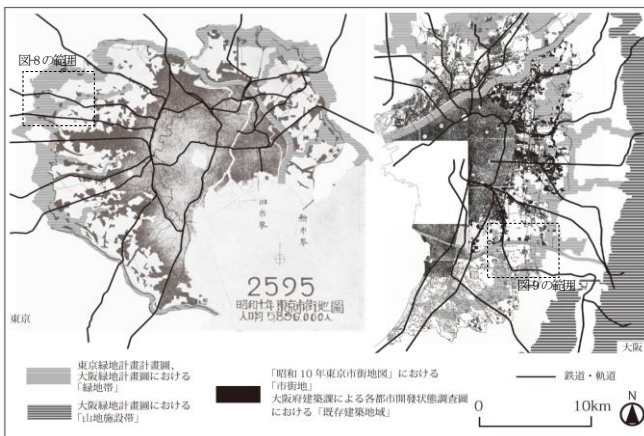


図-7 東京・大阪両緑地計画と市街地の関係の比較

図-7より、大阪緑地計画の放射状緑地帯は放射状交通網の間に明確に介入しているが、東京緑地計画の放射状緑地帯は必ずしも上記のような関係を有していないことが確認できる。また図-8,9より、大阪緑地計画の緑地帯は鉄道駅や集落を避けた農耕地に指定されていることに対して、東京緑地計画の緑地帯は一部鉄道駅や集落の部分も含んで緑地帯に指定されていることが読み取れる。この点を既往研究を援用して考察すると、東京緑地計画の計画思想に起因していると推測される。

真田は、東京緑地計画について、以下を明らかにした。

- 1930年代の日本では「緑地」とは「非建蔽地」ではなく、「都市＝人工」に対する「緑豊かな自然地」として認識されていた。

- 「景園地」計画は、昔ながらの行楽地や眺めの良い場所を地域制によって確保する「風景計画」であった。
- 環状緑地帯は行楽を目的とした環状景園地計画がベースとなっており、後に都市の過大化抑制の目的が付加された。
- 河川沿いの風景を歩きながら楽しむための沿岸遊歩道の計画である「保健道路」計画が存在し、のちにそのルートを参考に放射状緑地帯が指定された。

以上から、東京緑地計画は自然の機微を楽しむという昔ながらの風景観をもとに考案された計画であったと明らかにしている。したがって、緑地帯の指定は、放射状交通網との関係よりも自然の風致が楽しめる場所が優先されたことが推測される。

それに対し、大阪緑地計画は中澤誠一郎の計画論に通じる、都市の適切な拡大を誘導するための緑地帯指定であったと読み取ることができる。

(2) 関東地方における地方計画

東京緑地計画の以前に計画された関東地方の地方計画として、1936年8月の第三回全国都市計画協議会における関東国土計画がある（同協議会内で近畿地方計画が発表される）。ここで地域制について「関東国土計画用途地帯計画」を用いて提案されている²⁰。その区分は、住居地帯、商業地帯、工業地帯、鉱業地帯、景園地帯であった。住居地帯、商業地帯、工業地帯、鉱業地帯とはすなわち市街地に対する地域制である。景園地帯とは、東京緑地計画の景園地と位置が一致するものであり、景園地を確保するために敷かれた地域制である。つまり関東国土計画においては、「非市街地」「非建築地」にあたる地域制区分については言及されなかった。

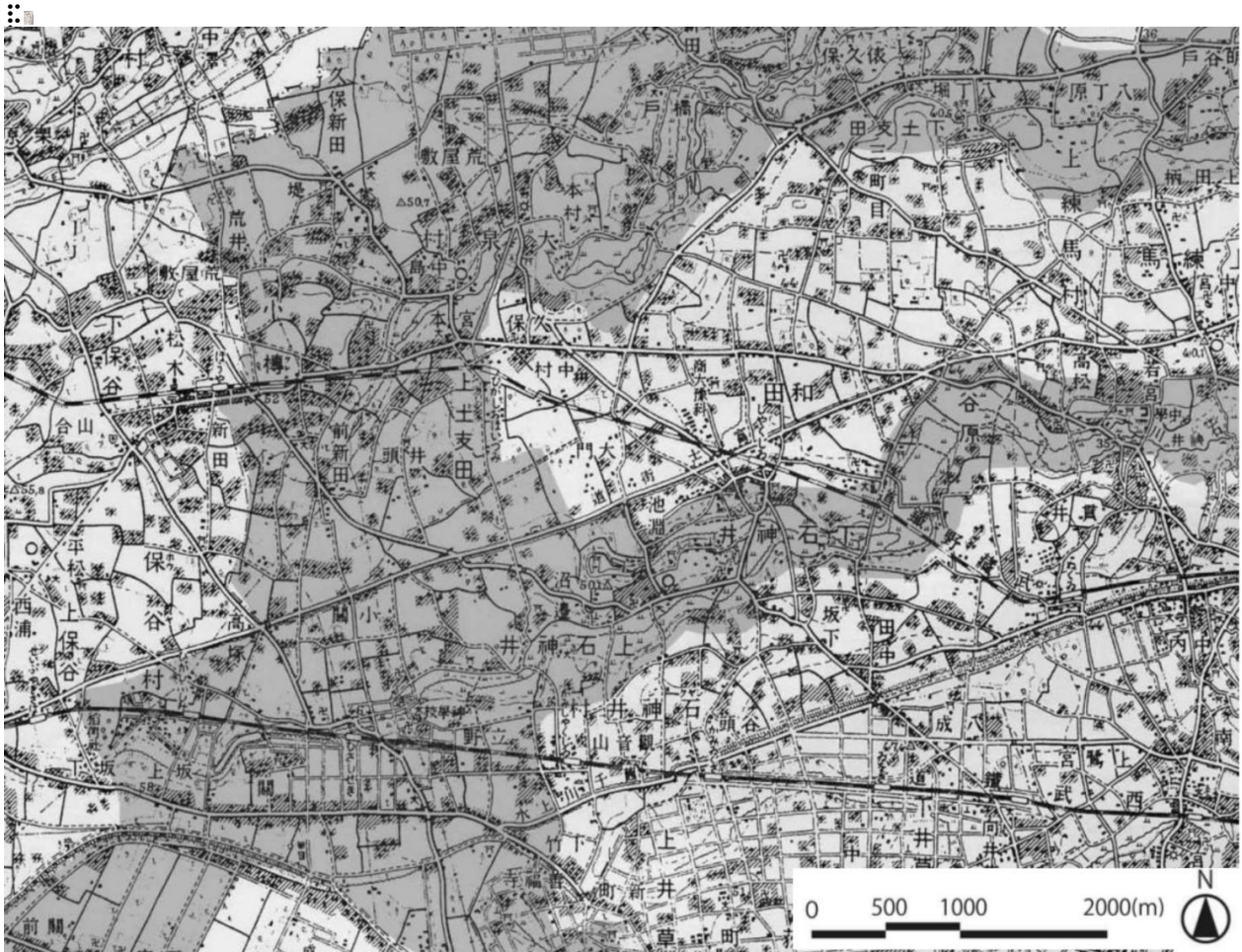


図-8 緑地帯と対象地の土地利用(東京)

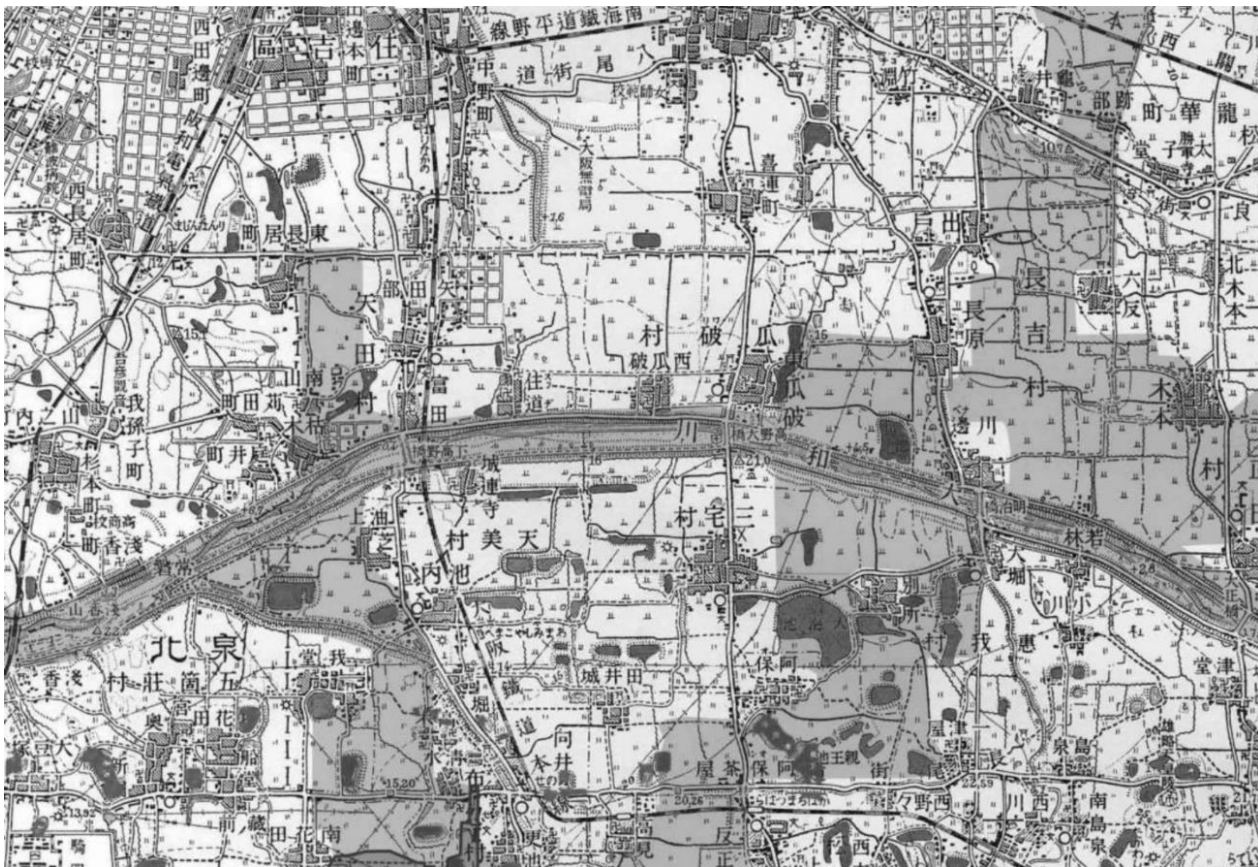


図-9 緑地帯と対象地の土地利用(大阪)

以上, 6章までに得られた知見と, 既往研究で得られた知見を整理すると表-1, 図-10のようになる。

表-1 大阪緑地計画に関する知見の整理

年	月	事項
1907	12	全体：内務省地方局有志が『田園都市』を刊行
1924		全体：アムステルダム国際都市計画会議
1927		大阪：関一「自由空地論」大阪市公園課「大大阪緑地理想計画図」
1928	5	大阪：大阪市「総合都市計画」策定
1932	4	大阪：中澤誠一郎が大阪府警察部建築課長に（この間都市計画大阪地方委員会幹事を兼任）
1932	10	東京：都市計画東京地方委員会内に東京緑地計画協会発足
1935	6	全体：T. Adams、Arthur Combyの都市計画論が紹介される
1935	12	東京：景園地、行楽道路を決定
1936	5	東京：都市計画東京地方委員会が関東国土計画を発表 大阪：都市計画大阪地方委員会（幹事：中澤誠一郎）が近畿地方計画案を発表
1937	4	全体：防空法公布
1937	5	全体：Wentzelの「都市発展計画と自由空地の確保」が紹介される 大阪：紀元2600年記念事業として緑地広場造成の事業が決定 市と府が共同で府下全域の公園緑地計画構想検討開始
1937	7	全体：日中戦争開始
1937	8	大阪：中澤が「近郊都市計画の考察」を発表
1938	2	東京：環状景園地計画案決定
1938	4	全体：国家総動員法公布 全体：六大都市並びに北九州五都市に於ける緑地計画打合せ
1938	9	東京：「過大都市防止策としての環状緑地帯」「東京緑地計画」を発表 大阪：中澤が「大阪市東郊の開発状況」を発表
1939	4	東京：東京緑地計画の決定（緑地帯の区域変更）
1939	5	大阪：大阪府全般に至る緑地計画案の樹立に伴い 大阪市内の都市計画公園の計画変更
1939	7	大阪：中澤、内務技師、計画局第二技術課長へ （この間都市計画及地方計画に関する調査委員会兼任）
1939	8	全体：五大都市に防空緑地建設が決定 大阪：雑誌『都市論』にて「防空の百年計画」が紹介される 大阪：大大阪「大阪近郊保健林の計画」
1939	11	大阪：大大阪「大阪近郊保健林の計画」
1940	3	東京：6大都市計画緑地の計画決定（緑地帯の区域変更）
1940	4	全体：都市計画法改正 都市計画施設に緑地が追加される 大阪：中澤が「大阪近郊の市街地形態」 「大阪近郊開発状態の調査について」を発表
1941	9	大阪：4つの防空緑地の計画・事業決定「大阪緑地計画」
1941	9	大阪：「大阪の外輪山地保全方策」
1941	11	全体：防空法改正「防空空地帯」の法的根拠が与えられる
1942	1	東京：14の都市計画緑地が追加計画決定（緑地帯の区域変更）
1943	3	全体：防空空地帯（環状・放射）・防空空地指定（緑地帯の区域変更）
		全体：…一般時事・都市計画に関する事項
		東京：…東京緑地計画に関する事項
		大阪：…大阪緑地計画に関する事項
		…本研究で新たに整理した内容

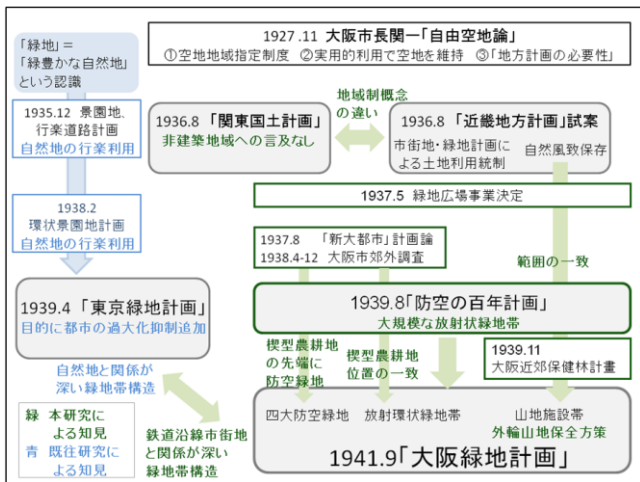


図-10 大阪緑地計画に関する知見の整理

1936年の近畿地方計画試案で「市街地・緑地計画による土地利用統制」「行楽地形成のための緑地（自然の風致）保存」の必要性が主張された。後者のうち, 山地保存に関しては, 1939年の計画により具体化し, 1941年の計画により, 一部実現した。4章(2)の①②の結果より, 大阪緑地計画の「山地施設帯」は, 近畿地方計画試案における「風致保存を図る地域」を基本としながらも, 郊外行楽施設との関係も考慮して構想されたものだと考えられる。

近畿地方計画試案を発表したのち, 中澤は「新大都市」計画論にて楔型農耕地の保存による都市の「密集圏」拡大の抑制を主張した。中澤の計画論と大阪緑地計画は, 図面上で関連性を見出すことが出来たことと, 中澤が「新大都市」計画論を発表し, 大阪市郊外都市開発状態調査を行った時期は, 大阪緑地計画が構想された時期と一致することにより, 中澤の計画論や都市開発状態調査は, 大阪緑地計画を構想する際に, 有用な知見であったと考えられる。

東京における広域的緑地計画と比較すると, 1936年の関東国土計画では, 「非市街地」「非建築地」にあたる地域区分は想定されていなかった。1939年の東京緑地計画は景園地計画, 保健道路計画, 環状景園地がももとなった環状緑地帯など, 自然地を行楽地として再定義することが主眼に置かれた計画であった。緑地帯の対象となった場所を比較すると, 大阪緑地計画では既存建築地域, 交通網と密接に関係していることが明らかになった。

以上を総括すると, 大阪においては, 近畿地方計画における土地利用統制の主張, 中澤誠一郎の「新大都市」計画論と大阪市郊外都市開発状況調査, 東京緑地計画の緑地帯との比較から把握した大阪緑地計画の緑地帯と既成市街地間の明確な関係と, 一貫して既成市街地に対応する「非建築地域」の必要性が叫ばれてきた。よって, 大阪緑地計画は, ①近畿地方計画試案の2つの重点事項を踏襲した計画であり, ②自然地を行楽地として評価することに主眼が置かれた東京緑地計画に対して, 「非建築地」の機能を重視した, 「健全な大都市の発展を誘導するための緑地計画」を当初の発想として計画されたと推測される。

参考文献

la

- 1) 佐藤昌(1977)『日本公園緑地発達史(上)(下)』都市計画研究所
- 2) 石川幹子(2001)『都市と緑地』岩波書店
- 3) 石田頼房(1987)『日本近代都市計画史研究』柏書房
- 4) 越澤明(1991)『東京の都市計画』岩波新書
- 5) 越澤明(1990)「大阪の公園緑地計画の推移」, 日本公園緑地協会, 『公園緑地』, 第51巻第2号 p. 86-95
- 6) 赤澤弘樹(1995)「大阪市における緑地計画の歴史の変遷に



棺 墓

- 関する研究」大阪府立大学農学部農業工学科卒業論文
- 7) 山脇佳子(2009)「関一の計画思想が近代大阪の公園緑地計画に及ぼした影響に関する研究」大阪府立大学大学院修士論文
 - 8) 八尾修司(2015)「戦前期大阪における公園道路網計画と桃ヶ池・田邊公園道路の形成」土木学会論文集 D1(景観・デザイン), Vol. 71, No. 1, 95-107
 - 9) 真田純子(2005)「東京緑地計画の計画思想に関する研究」東京工業大学大学院社会理工学研究科博士論文
 - 10) 向口武志(2000)「名古屋都市計画緑地の計画理念」日本建築学会計画系論文集No. 534 147-154
 - 11) 三邊長治(1941)「大阪府に於ける大緑地設定に就いて」, 日本公園緑地協会, 『公園緑地』, 第5巻第9号 p. 2-3, 日本公園緑地協会
 - 12) 井本政信(1941)「緑地の計画と利用について」, 日本公園緑地協会, 『公園緑地』, 第5巻第9号 p. 32, 日本公園緑地協会
 - 13) 中澤誠一郎(1936)「近畿地方計画に就て」都市研究会『都市公論』第19巻第8号 p. 25-34, 不二出版
 - 14) 「大阪都市計画事業公園に就て」福留並喜『都市公論』第23巻第8号(1940)pp. 76-85
 - 15) 「防空の百年計画」『都市公論』22巻8号(1939年8月) pp. 66
 - 16) 「大阪市政ニュース」『大大阪』第15巻第11号(1939年11月)pp. 124
 - 17) 「大阪の外輪山地保全方策」田中清志『公園緑地』第5巻第9号(1941年10月)
 - 18) 「近郊都市計画に関する一考察」中澤誠一郎『建築雑誌』第51巻629号 1937年8月
 - 19) 「大阪市東郊の開発状況」『都市計画の基本問題下』(1938) p. 169-p. 198
 - 20) 西村輝一, 吉村辰夫, 松井達夫「國土計画に関する制度要綱に就て」『都市公論』第19巻8号(1936年8月)